最終更新日:令和5年9月7日

一般社団法人日本ろう者スキー協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。

http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/ManagementPlan/Med-TermManagementPlan.pdf

http://japandeafski.jp/about/associationoutline/定款・規則/

目	原則	審査項目	4 = =v-=	
备号			自己説明	証憑書類
	[原則1]組織運営	(1) 組織運営に関する中長期	■審査基準(1)について	【証書1】中長期計画(FY2023
	等に関する基本計	基本計画を策定し公表すること	理事会はアルペンスキーチーム、アルペンスノーボードチーム、スノーボードフリースタイル、カー	2029)
	画を策定し公表す		リングチームの4チームから2~3名の役員で構成している。理事会で協会が抱えている各チーム共有	【証書2】令和5年度理事会議
	べきである		の4つの課題を解決するために組織としてどんなことをしなければいけないのかを明確にしたアクショ	(202306)
			ンプランを決定、アクションプランに基づいた個別戦略を明記した8年スパンの中長期計画を策定し	【証書54】協会HPメニュー画
			た。(8年スパンとした理由は、デフリンピックが4年毎に開催されるため)	
			■審査基準(2)について	
			理事会で策定した前述の中長期計画を各チームに共有するとともに、協会HPで公表している。	
			中長期計画はHPに公表するだけでなく、毎年PDCAサイクルを回すことで各アクションプランの進捗状	
			況を確認、必要に応じて修正していく予定である。 http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/ManagementPlan/Med-TermManagementPlan.pdf	
			■審査基準(3)について	
			各チームは年度末にチームの活動方針を策定している。毎年同じような課題が出ていることに気づい	
			た理事会は、各チームから幅広い意見を聞きながら協会が目指すべき「あるべき姿」と現状とのキャッ	
			プを洗い出し、最優先で解決しなければならない組織運営上の課題を4つ特定した。	
	[原則1] 組織運営	(2) 組織運営の強化に関する	■審査基準(1)について	【証書1】中長期計画(FY2023
	等に関する基本計	人材の採用及び育成に関する計	中長期計画アクションプラン1、2で「2023年度までにインテグリティの確保」、「2025年度までに	2029)
	画を策定し公表す	画を策定し公表すること	組織体制を強化」を重要目標に揚げ、その中で戦略1、戦略2という形で人材育成計画を策定してい	【証書54】協会HPメニュー画
	べきである		る。例えば戦略1では理事、加盟チームの強化スタッフは毎年JPCが主催しているインテグリティ教	【証書2】令和5年度理事会議
			育、コンプライアンス研修の受講の義務付け、戦略2では各理事とも自チームのみならず協会視点すな	(202306)
			わち高い視点に立って幅広い議論ができることを理事会運営方針にしている。	
			■審査基準(2)について	
			アクションプラン1、2を盛り込んだ中長期計画を協会HPで公表している。	
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/ManagementPlan/Med-TermManagementPlan.pdf	
			 ■審査基準(3)について	
			加盟チームから選出された理事で幅広い意見を聞きながら中長期計画の検討、策定を行っている。ま	
			た、コンプライアンス面において、ガバナンス及びコンプライアンスに詳しい顧問弁護士に、実務面な	
			どの相談、アドバイスを頂いている。	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	731,713	BEXT	自己説明	証憑書類
	[原則1]組織運営	(3) 財務の健全性確保に関す	■審査基準(1)について	【証書1】中長期計画(FY2023~
	等に関する基本計	る計画を策定し公表すること		2029)
	画を策定し公表す		書、賃借対照表、財産目録、予算書、チーム毎の収支計算書を作成している。これらの財務諸表を社員	【証書3】令和4年度団体としての
	べきである		総会で承認を経たのちに協会HPで公表(過去7年分保存)している。	収支決算書
			http://japandeafski.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/	【証書4】令和4年度団体としての
			これらの手続き(プロセス)については財務の健全性確保の観点から財務規程で明記し、協会HPで公	賃借対照表
			表している。	【証書5】令和4年度団体としての
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/zaimukitei.pdf	財産目録
3			ー 中長期計画(FY2023~2029)アクションプラン 4 に記載している通り「FY2029までに補助金依存体質	【証書6】令和5年度団体としての
3			から脱却し、自主財源を確保していく」を財務体質強化の計画にしている。	予算書
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/ManagementPlan/Med-TermManagementPlan.pdf	【証書7】短期財務計画2022
			 ■審査基準(2)について	【証書8】長期財務計画2022
			 当協会では、財務の健全性確保に努めるために「短期財務計画」、「長期財務計画」を作成してい	【証書9】財務規程
			 る。また、これらの財務計画について、毎年、事業予算と決算の比較、分析を行うことで精度の高い財	【証書54】協会HPメニュー画面
			 務計画になるよう修正をかけている。これらの「短期財務計画」、「長期財務計画」は協会HPで公表	
			 (過去7年間分保存)している。	
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/report/2021/Short-term_financial_planning2022.pdf	
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/report/2021/Long-term_financial_planning2022.pdf	
	[原則2]適切な組	(1) 組織の役員及び評議員の構		【証書10】理事会規程
	織運営を確保する	成等における多様性の確保を図	│ │ 外部理事の目標割合を25%以上、女性理事の目標割合を 40%以上になるよう理事会規程第6条2項及び	【証書11】役員選考委員会規程
	ための役員等の体	ること	 第3条5項で定めている。また、理事の選任に当たって加盟チームから公平に役員を選出するよう役員選	【証書12】令和5年度役員名簿
	制を整備すべきで	①外部理事の目標割合(25%以	 考委員会で人選を考慮している。また役員改選の過度期に於いてスムーズな会務引継ぎができるよう、	【証書66】令和5年度役員選考委員
	ある。	上)及び女性理事の目標割合	 新理事以外に最低でも2人の旧理事が残るように役員選考委員会で人選を考慮している。	会議事録(202308)
		(40%以上)を設定するととも	2023年9月現時点で、理事7名中女性理事1名(28%)、外部理事0名(0%)である。	
4		に、その達成に向けた具体的な		
		方策を講じること	以上から、理事会の多様性は十分担保されているが、女性理事の割合は若干低く外部理事の割合はま	
			だ低い。このため、2023年の夏から高度な知見または専門性に期待して筑波技術大学の教授を1名、外	
			 部理事として配置する方向で大学側と調整、本人より内々定を頂くことができた。もう一人の外部理事	
			 に、当該スポーツ以外の団体から知見による貢献を期待してろうあ連盟、他デフスポーツ団体役員やパ	
			ラスポーツ団体役員等の中から女性を選ぶ予定である。	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	////J	REXI	自己説明	証憑書類
5	織運営を確保する ための役員等の体 制を整備すべきで ある。	成等における多様性の確保を図		資料なし
6	ための役員等の体	構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	 ■審査基準(1)、(3)について H31年(2019年)度より加盟チーム毎にアスリート委員会を毎年1回以上開催している。アスリート委員会でアスリート選手から出た意見は当該チームの強化スタッフで共有、チームの強化事業計画に反映させるシステムを取っている。また、加盟チーム毎に実施したアスリート委員会で、上部組織(協会執行部)に持ち上げるべき事案が生じた場合は、理事を兼ねているチーム代表を通して理事会に提起するシステムにしている。 ■審査基準(2)について加盟チームを横断するアスリート委員会の設立は、例えばカーリングチームは屋内リンク競技かつ団体競技、それ以外はスキー場で行われる個人競技といったふうに競技方法が異なること、チーム(選手)評価方法が異なること、それを統括している健聴者のNF団体が異なることから現時点では非常に難しい状態である。何れにせよアスリート委員会の委員の中から理事を選出して理事会に理事を送り込む 	【証書67】アスリート委員会開催通知
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模と し、実効性の確保を図ること	必要性は感じているので、今後の検討課題にする。 ■審査基準(1)について 理事会の実効性を担保するために、役員の選任に当たって加盟チームの中から公平に役員を2~3名 ずつ選出、選出される役員も聴覚障がい者役員だけでなく聴者の役員も同時に選出可能にするなど、全 体として役員をバランスよく配置できるよう役員選考委員会で人選方法を考慮している。また、理事会 も理事会規程第8条5項にも記載しているようにオンライン会議システムにより適時迅速に開催すること が可能であり、手話やチャット機能を活用しているので理事間のコミュニケーションにも問題はない。	【証書12】令和5年度役員名簿 【証書66】令和5年度役員選考委員
8		仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を	■審査基準(1)について 理事会規程第5条で、「役員は就任時(就任年度の4月1日現在)においてその年齢が75歳未満でなければならい」と明記し、役員等の新陳代謝を図る仕組みにしている。	【証書10】理事会規程 【証書12】令和5年度役員名簿

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	が、大力		自己説明	証憑書類
9		仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超え て在任することがないよう再任		【証書10】理事会規程 【証書12】令和5年度役員名簿
10	[原則2] 適切な組 織運営を確保する ための役員等の体 制を整備すべきで ある。	て役員候補者選考委員会を設置 し、構成員に有識者を配置する		【証書11】役員選考委員会規程 【証書61】令和5年度役員選考委員 会名簿 【証書66】令和5年度役員選考委員 会議事録(202308)
11	整備すべきであ	(1) NF及びその役職員その他 構成員が適用対象となる法令を 遵守するために必要な規程を整 備すること	法令を遵守するために必要な各種規程等を整備し、協会HPで公開している。	【証書13】定款(20190630) 【証書16】倫理規程

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	73C/C3	HEXI	自己説明	証憑書類
	[原則3]組織運営	(2) その他組織運営に必要な	■審査基準(1)について	【証書34】社員総会等の運営に関す
	等に必要な規程を	規程を整備すること	法人の運営に関して必要となる一般的な規程として、「社員総会等の運営に関する規程」、「理事会	る規程
	整備すべきであ	①法人の運営に関して必要とな	規程」、「理事分掌規程」、「事務分掌規程」、「加盟チーム規程」、「旅費交通費規程」、「財務規	【証書10】理事会規程
	る。	る一般的な規程を整備している	程」、「寄附金取扱規程」、「広告掲載取扱規程」、「諸謝金支給規程」、「入会金・会費規程」、	【証書63】理事分掌規程
		か	「休会及び復会規程」、「慶弔見舞規程」、「表彰規程」、「入会及び退会規程」、「危機管理規	【証書17】事務分掌規程
			程」、「文書取扱規程」、「情報公開規程」、「個人情報保護規程」、「内部通報制度に関する規	【証書18】加盟チーム規程
			程」、「稟議規程」、「反社会的勢力対応規程」、JADA、J-Fairness加盟に必要な「アンチ・ドーピン	【証書19】旅費交通費規程
			グ委員会規程」、「危機管理委員会規程」、「女性スポーツ委員会規程」等を整備し、協会HP上で公開	【証書9】財務規程
			している。	【証書39】寄附金取扱規程
			http://japandeafski.jp/about/associationoutline/%e5%ae%9a%e6%ac%be%e3%83%bb%e8%a6%8f%	【証書20】広告掲載取扱規程
			e5%89%87/	【証書21】諸謝金支給規程
			<u></u>	【証書22】入会金及び会費規程
				【証書23】休会及び復会規程
12				【証書24】慶弔見舞規程
12				【証書25】表彰規程
				【証書26】入会及び退会規程
				【証書27】危機管理規程
				【証書28】文書取扱規程
				【証書29】情報公開規程
				【証書30】個人情報保護規程
				【証書31】内部通報制度に関する規
				程
				【証書32】稟議規程
				【証書33】反社会的勢力対応規程
				【証書35】アンチ・ドーピング委員
				会規程
				【証書64】危機管理委員会規程
				【証書65】女性スポーツ委員会規程

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	/永泉3	田旦次口	自己説明	証憑書類
	[原則3]組織運営	(2) その他組織運営に必要な	■審査基準(1)について	【証書34】社員総会等の運営に関す
	等に必要な規程を	規程を整備すること	その他組織運営に必要な規程として、「社員総会等の運営に関する規程」、「理事会規程」、「理事	る規程
	整備すべきであ	②法人の業務に関する規程を整	分掌規程」、「事務分掌規程」、「加盟チーム規程」、「旅費交通費規程」、「財務規程」、「寄附金	【証書10】理事会規程
	る。	備しているか	取扱規程」、「広告掲載取扱規程」、「諸謝金支給規程」、「入会金・会費規程」、「休会及び復会規	【証書63】理事分掌規程
			程」、「慶弔見舞規程」、「表彰規程」、「入会及び退会規程」、「危機管理規程」、「文書取扱規	【証書17】事務分掌規程
			程」、「情報公開規程」、「個人情報保護規程」、「内部通報制度に関する規程」、「稟議規程」、	【証書18】加盟チーム規程
			「反社会的勢力対応規程」、JADA、J-Fairness加盟に必要な「アンチ・ドーピング委員会規程」、「危	【証書19】旅費交通費規程
			機管理委員会規程」、「女性スポーツ委員会規程」等、組織運営に必要な規程を整備し、協会HP上で公	【証書9】財務規程
			開している。	【証書39】寄附金取扱規程
			http://japandeafski.jp/about/associationoutline/%e5%ae%9a%e6%ac%be%e3%83%bb%e8%a6%8f%	【証書20】広告掲載取扱規程
			e5%89%87/	【証書21】諸謝金支給規程
				【証書22】入会金及び会費規程
				【証書23】休会及び復会規程
13				【証書24】慶弔見舞規程
13				【証書25】表彰規程
				【証書26】入会及び退会規程
				【証書27】危機管理規程
				【証書28】文書取扱規程
				【証書29】情報公開規程
				【証書30】個人情報保護規程
				【証書31】内部通報制度に関する規
				程
				【証書32】稟議規程
				【証書33】反社会的勢力対応規程
				【証書35】アンチ・ドーピング委員
				会規程
				【証書64】危機管理委員会規程
				【証書65】女性スポーツ委員会規程
	[原則3]組織運営	(2) その他組織運営に必要な	■審査基準(1)について	資料なし
	等に必要な規程を	規程を整備すること	現時点で当協会は役職員に対する報酬等は発生しないため、「役職員の報酬等に関する規程」を整備	
14	整備すべきであ	③法人の役職員の報酬等に関す	していない。	
	3。	る規程を整備しているか	但し、役職員への報酬の必要性は出ているので、2024年9月までに同規程の整備を行う予定である。	

審査項目	原則			
通し番号	原 則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則3]組織運営	(2) その他組織運営に必要な	■審査基準(1)について	【証書36】資産管理運用規程
15	等に必要な規程を	規程を整備すること	法人の財産に関する規程として、「資産管理運用規程」を整備し、協会HP上で公開している。	
15	整備すべきであ	④法人の財産に関する規程を整		
	る。	備しているか	http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/shisankanrikitei.pdf	
	[原則3]組織運営	(2) その他組織運営に必要な	■ 審査基準(1)について	【証書18】加盟チーム規程
	等に必要な規程を	規程を整備すること	財政基盤を整える規定として、「加盟チーム規程」、「指定強化選手選出規程」、「強化スタッフ規	【証書37】指定強化選手選出規程
	整備すべきであ	⑤財政的基盤を整えるための規	程」を整備し、チーム加盟料、強化指定選手登録料、強化スタッフ登録料を徴収することで、協会の財	【証書38】強化スタッフ規程
	る。	程を整備しているか	政基盤を支えている。その他に、不定期収入源として「広告掲載取扱規程」、「寄附金取扱規程」を整	【証書20】広告掲載取扱規程
			備している。	【証書39】寄附金取扱規程
			それだけでは協会の財政基盤を強化するには不十分なので、中長期計画アクションプラン4で「2029	【証書1】中長期計画(FY2023~
			年度までに財務体質の強化ができている」ことを重要目標に揚げ、その中で戦略4(以下参照)という	2029)
			形で財務体質強化に向けて具体的計画を立て、必要な規程を順次整備していく予定である。	
1.0			① クラウドファンディング、スポーツマーケット等、資金調達システムを積極的に活用する	
16			② 各自治体、各企業が募集しているアスリート支援プログラム等の助成事業へ積極的に	
			応募する	
			③ 講習会、選手権大会等を開催し、参加料を集める	
			④ 企業スポンサーを積極的に獲得していく	
			⑤ ホームページやSNS等を通じて冬季デフリンピックの魅力等の発信を行い、当協会の存在	
			をアピールし、デフリンピック認知度を向上させる	
			⑥ オリンピック・パラリンピック他のNF関係団体と連携を図り、共同合宿等、一緒に活動を	
			行う	
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/ManagementPlan/Med-TermManagementPlan.pdf	

審査項目				
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則3]組織運営	(3) 代表選手の公平かつ合理	■審査基準(1)について	【証書40】強化委員会規程
		的な選考に関する規程その他選		【証書41】代表選手(国際大会派遣
	整備すべきであ	手の権利保護に関する規程を整	会で実施することを定めている。そして、強化委員会では、加盟チームから提出されるデフリンピック	選手)選考規程
	る。	備すること	日本代表選手選考に必要な推薦名簿推薦名簿について、「代表選手(国際大会派遣選手)選考規程」、	【証書42】ドーピング防止規程
			および「日本代表選手選考基準」に基づいて各チームが適正に選考されているかどうかを審査してい	【証書16】倫理規程
			る。	【証書43】競技者等行動規範
				【証書44】ソーシャルメディア利用
			■審査基準(2)について	管理規程
17			選手の権利保護については、不正行為(ドーピング、八百長)、パワハラやセクハラ、差別、そして	【証書68】令和5年度アルペンス
			違法ドラッグ、未成年の飲酒、SNSの不適切な利用を未然に防止し、選手の権利を保護するための	キーチーム日本代表選手選考基準
			「ドーピング防止規程」、「倫理規程」、「競技者等行動規範」、「ソーシャルメディア利用管理規	【証書69】令和5年度アルペンス
			程」を整備することで選手の権利保護に努めている。	ノーボード日本代表選手選考基準
				【証書70】令和5年度スノーボード
			■審査基準(3)について	フリースタイル日本代表選手選考基
			日本代表選手選考結果に不服がある場合には、日本スポーツ仲裁機構に不服を申し立てることができ	準
			る旨を「代表選手(国際大会派遣選手)選考規程」第6条に明記し、選手の権利保護に務めている。	【証書71】令和5年度カーリング
				チーム日本代表選手選考基準
	「匠則2〕 知傑雷尚	(1) 室刈号の公平かつ合理的	■	次 v) t 、 l
	[原則3] 組織運営			資料なし
18		な選考に関する規程を整備する	当協会は独自の審判員制度がないため、本審査項目は適用されない。 	
	整備すべきであ	こと		
	る。			
	[原則3]組織運営	(5) 相談内容に応じて適切な	■審査基準(1)について	【証書45】顧問規程
	等に必要な規程を	弁護士への相談ルートを確保す	2021年4月より弁護士と顧問契約を締結し、法律問題について常に相談が可能な体制を構築してい	【証書46】顧問契約書
	整備すべきであ	るなど、専門家に日常的に相談	る。	【証書47】令和3年度組織図
19	る。	や問い合わせをできる体制を確		(20211109)
		保すること	■審査基準 (2) について	【証書16】倫理規程
			│ 役職員は「倫理規程」、「処分手続規程」の熟読だけでなく、毎年JSCが主催しているコンプライア	【証書57】処分手続規程
			│ │ンス研修(オンライン)受講することで、常に潜在的な問題を把握できるようにしている。	

審査項目				
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則4]コンプラ	(1) コンプライアンス委員会	当協会では、平時のコンプライアンス体制の変更並びに体制の確認、コンプライアンス関連の報告等	【証書16】倫理規程
	イアンス委員会を	を設置し運営すること	については、理事会の下に「倫理委員会」を開催、これらを議論、策定している。これとは別に「処分	【証書57】処分手続規程
	設置すべきであ		手続規程」第3条で定める違反行為等、コンプライアンス関連の不祥事が発生した場合は、会長の諮問	【証書48】倫理委員会議事録5年分
	る。		により「倫理委員会」を開催し処分審査を行う体制になっている。今後は「倫理委員会」を発展的に解	(FY2018~2022)
			消し、コンプライアンス全般を扱う機能を持たせた「コンプライアンス委員会」を2024年9月までに発	【証書49】倫理委員会名簿(FY2021
			足させる予定である。尚、現状の「倫理委員会」が行っている状況については以下の通りである。	~2022)
			■審査基準(1)について	
			倫理委員会は委員メンバーか変わった時に守秘義務の確認の目的で年に一度開催している。また、処	
			分規程の対象になった案件、スポーツ仲裁からの確認事項について、弁護士に回答する協会として考え	
			をまとめる際にも倫理委員会を開催している。	
20			■審査基準(2)について	
			倫理規程第6条5項に次のように明記している。	
			① 本協会及び役員及び職員の綱紀粛正の維持・推進に関すること	
			② 法令違反及び倫理規程及び倫理に関する指針に違反する処分に関すること	
			また、中長期計画アクションプラン1、2で「2023年度までにインテグリティの確保」を目標に掲げ	
			ており、強化指定選手や強化スタッフに対してスポーツ・インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)	
			を確保するよう組織としてコンプライアンス強化に取り組んでいる。	
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/ManagementPlan/Med-TermManagementPlan.pdf	
			■審査基準(3)について	
			2021年7月現時点で、女性委員は11名のうち2名いる。	

審査項目	店 III	空本 百日		
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	イアンス委員会を 設置すべきであ		当協会では、平時のコンプライアンス体制の変更並びに体制の確認、コンプライアンス関連の報告等については、理事会の下に「倫理委員会」を開催、これらを議論、策定している。これとは別に「処分手続規程」第3条で定める違反行為等、コンプライアンス関連の不祥事が発生した場合は、会長の諮問により「倫理委員会」を開催し処分審査を行う体制になっている。今後は「倫理委員会」を発展的に解消し、コンプライアンス全般を扱う機能を持たせた「コンプライアンス委員会」を2024年9月までに発足させる予定である。尚、現状の「倫理委員会」が行っている状況については以下の通りである。	【証書16】倫理規程 【証書57】処分手続規程 【証書49】倫理委員会名簿(FY2021 ~2022) 【証書62】倫理委員会就任承諾書
21			 ■審査基準(1)について 現在の倫理委員会委員(委員数9名)の構成は次のとおりである。 ① 2021年4月より弁護士1名を学識経験者として配置 ② 会長を委員長に配置し、副会長、事務局長、理事等、当協会内部状況に精通している者を 委員として配置している。 ③ 加盟チームのチーム代表、強化コーチを委員として配置し、各種目の実態に詳しい人を委員 に加えている。 ④ 外部有識者について、デフスポーツ団体の統括団体という高度な知見または専門性に 期待して2019年度から2022年度まで全日本ろうあ連盟スポーツ委員長、事務局長を選任 した。2023年夏から筑波技術大学の教授を1名、学識経験者として配置する方向で大学側と 調整、本人より内々定を頂いている。 	
22	[原則5] コンプラ イアンス強化のた めの教育を実施す べきである	イアンス教育を実施すること	中長期計画アクションプラン1で「2023年度までにインテグリティの確保」を重要目標に揚げ、その中で次の具体的な行動計画を策定している。	【証書1】中長期計画(FY2023~2029) 【証書50】令和5年度JPCインテグリティ研修実施要項

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	/沃只)	一个人的	自己説明	証憑書類
	[原則5]コンプラ	(2) 選手及び指導者向けのコ	■審査基準(1)について	【証書1】中長期計画(FY2023~
	イアンス強化のた	ンプライアンス教育を実施する	中長期計画アクションプラン1で「2023年度までにインテグリティの確保」を重要目標に揚げ、そ	2029)
	めの教育を実施す	こと	の中で次の具体的な行動計画を策定している。	【証書50】令和5年度JPCインテグ
	べきである		① 全員がスポーツ・ガバナンスコード体系について理解を深め、知識を共有する	リティ研修実施要項
			② スポーツ・ガバナンスコードに則った規程整備、行動指針を策定し、外部に公開する	
			③ 全員が規程を遵守し、行動指針に則った行動をする	
23			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/ManagementPlan/Med-TermManagementPlan.pdf	
			 また、加盟チームの強化指定選手、強化スタッフ、強化コーチは、全員が令和4年度から毎年JPCが	
			 主催しているインテグリティ教育(オンライン)受講することで、インテグリティ(誠実さ、真摯さ、	
			 高潔さ)を高め、正しい倫理観や道徳心を持つようにしている。	
24	[原則5] コンプラ イアンス強化のた めの教育を実施す べきである	(3) 審判員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	■審査基準(1)について 当協会は独自の審判員制度がないため、本審査項目は適用されない。	資料なし
		門家のサポートを日常的に受け	法律・法務等についても、2021年4月より弁護士と顧問契約し、ガバナンスの整備について指導を受	· ·
	すべきである		けるとともに、日常的に相談できるルートを確保している。	【証書45】顧問規程
ΩE		こと		【証書46】顧問契約書
25			■審査基準 (2) について	
			税務、会計については、隔年実施している日本スポーツ振興センターによる実態調査で会計専門家に	
			よる監査を受けている。また、その時に会計専門家から指摘を受けた場合は、直ちに会計方法にミスが	
			ないかどうかを当該会計専門家に確認しながら是正措置を行い、財務規程に反映させるなど歯止め処置 ************************************	
			を行っている。	

審査項目	原則	審査項目	ტ ¬ =¥na	-T\E +1 4T
通し番号	[原則6]法務、会	(2) 財務・経理の処理を適切	自己説明 ■審査基準(1)について	証憑書類 【証書13】定款(20190630)
	計等の体制を構築	に行い、公正な会計原則を遵守 すること		【証書13】 足款(20190030) 【証書9】財務規程 【証書72】令和5年度監事名簿
26			 ■審査基準(2)について 当協会は理事会設置型一般社団法人であるため、1名以上の監事を置くことを定款第6条で定めている。監事は法人の運営が適正に行われるための重要な役割を担っているため、多角的な見地から監査できるよう理事会から独立した役員選考委員会で法人運営に詳しい人材を選考する形を取っている。 【監事がその任務に相応しいとした理由】 2023年度からは法人運営の経験が長く、かつ他の法人団体で監事を経験している人材を監事に登用している。 詳細は「令和5年度監事名簿」経歴参照 ■審査基準(3)について 役員選考委員会で選考した監事による会計監査、適法性監査及び業務監査を適切に実施することで、 	
27		し、適正な使用のために求めら	公正な会計原則を担保している。 ■審査基準(1)について 当協会は「競技力向上事業補助金」という名目の国庫補助金を受け取っている。この国庫補助金の利用に関して、適正な使用のために「スポーツ振興助成<会計処理の手引>」、「競技力向上事業【JPC事務手引き】」等、手引書記載のガイドラインを遵守している。その上で、正しい会計処理をしているかどうかを2年に一度は日本スポーツ振興センターによる実態調査(会計監査)を受け、軽微な手続ミスを除きこれまでに特段の指摘等を受けていない。	【証書52】令和5年度競技力向上事
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	当協会は、非営利性を徹底した法人のため公益法人の会計基準を採用、法令に基づいて作成した財務情報(貸借対照表、収支会計決算書、財産目録)等を「情報公開規程」により協会HP上で公開している。そして、これらの法定備置書類の閲覧も協会事務所備え置きにより閲覧できるようにしている。	【証書3】令和4年度団体としての収支会計決算書 【証書4】令和4年度団体としての貸借対照表 【証書5】令和4年度団体としての財産目録 【証書6】令和5年度団体としての予算書 【証書9】財務規程 【証書29】情報公開規程

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	/从只	金 国炽日	自己説明	証憑書類
	[原則7]適切な情		■審査基準 (1) について	【証書41】代表選手(国際大会派遣
		情報開示も主体的に行うこと		選手)選考規程
		①選手選考基準を含む選手選	選手)選考規程」を整備し、協会HP上に公開している。	【証書54】協会HPメニュー画面
		考に関する情報を開示すること		
				キーチーム日本代表選手選考基準
29			ルな選考方法として選考基準を数値化した「日本代表選手選考基準」を設けている。これらの「日本代	
			表選手選考基準」は協会HP上に開示するとともに対象となる選手にSNSを通して通知している。	ノーボード日本代表選手選考基準
			http://www.japandeafski.jp/doc/Deaflympics/Doc/kijyun/senkokijyun_AS_20th.pdf	【証書70】令和5年度スノーボード
			http://www.japandeafski.jp/doc/Deaflympics/Doc/kijyun/senkokijyun SB 20th.pdf	フリースタイル日本代表選手選考基
			http://www.japandeafski.jp/doc/Deaflympics/Doc/kijyun/senkokijyun_SBF_20th.pdf	準 【元表71】 A 185 年 度 1
			http://www.japandeafski.jp/doc/Deaflympics/Doc/kijyun/senkokijyun_CU_20th.pdf	【証書71】令和5年度カーリング
	<u>│</u> [原則7]適切な情	(2) 法令に基づく開示以外の	<u>nttp://www.japandearski.jp/doc/beanymples/boc/kijydin/seinkokijydin_oo_zotii.pdi</u> ■審査基準(1)について	チーム日本代表選手選考基準 【証書54】協会HPメニュー画面
		情報開示も主体的に行うこと	■番重塗牛(エ)について 当協会のガバナンスコードの遵守状況に関する情報を令和3年3月から協会HP上に公開、見直しが行わ	
			れる都度、改訂版を公開している。	
30		況に関する情報等を開示するこ		
		ک راه این از از از از از از از از ا	2023年7月現時点で、第3回目の改訂版を協会HP上に公開中	
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/explanation/self-explanation2022.pdf	
	[原則8] 利益相反	 (1) 役職員、選手、指導者等	■審査基準(1)について	【証書55】利益相反規程
		の関連当事者とNFとの間に生	■番重基準(エ)について 「利益相反規程」を整備し、協会HP上に公開している。	【証書53】利益相反祝住 【証書56】利益相反に関する自己申
	きである	の関連当事者とNFとの間に主 じ得る利益相反を適切に管理す		告書
		ること	http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/riekisouhankitei.pdf	
			また、重要な契約について客観性・透明性を担保するために、相見積もりを提出するように義務付けて	
21			いる。但し、これらの手続き方法を明文化した「物品調達規程」はまだ整備されていないため、2024年	
31			10月までに整備するこ予定である。	
			■京木甘淮(2)について	
			■審査基準(2)について 利益相反ポリシーに基づいて利益相反を適切に管理するために必要な「利益相反規程」を整備し、協	
			一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	
		(2) 和米伊巨型(1) + //- +	http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/riekisouhankitei.pdf	
	[原則8] 利益相反を適切に管理すべ		■番食基準 (1) について 「利益相反規程」第2章に、基本方針、禁止事項、判断基準、役員の利益相反取引、利益相反管理の	【証書55】利益相反規程
	を適切に官珪すべきである	y a c c	「利益怕及税性」弟と草に、奉本力軒、禁止事項、判断奉準、役員の利益怕及取引、利益相及管理の 対象事例を明記した利益相反ポリシーを定めている。	
	2000			
32				
			13	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	/永泉1	省旦 次口	自己説明	証憑書類
233	[原則9]通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	■審査基準 (1) について 「処分手続規程」第8条に通報相談窓口の設置、「【図示】処分手続きの進め方」で通報の流れを図示、「内部通報制度に関する規程」で通報の取り扱い方法を整備し、当協会関係者に周知徹底している。また、当協会HPに「相談窓口」バナーを設置し、暴力・暴言、ハラスメント、ドービング等薬物乱用、個人情報の不適切な取扱い・名誉毀損、斡旋・強要、不正経理、社会規範に照らして不適切と認められる行動(反社会的勢力との関係等)についての相談を受け付けてるようにしている。 http://iapandeafski.jp/%e3%82%b9%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%84%e3%81%ab%e3%81%ab%e3%81%ab%e3%81%ab%e3%81%ab%e3%81%ab%e3%81%ab%e3%81%ab%e3%81%ab%e3%81%ab%e3%81%ab%e3%81%ab%e3%81%ab%e3%81%ab/e3%81%ab%e3%81%ab/e3%81%a4%e3%81%a4%e3%81%a6/ ■審査基準 (2) について 「内部通報制度に関する規程」第15条で、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課するよう定めている。 ■審査基準 (3) について 「内部通報制度に関する規程」第15条で、通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底するよう定めている。 ■審査基準 (4) について 「内部通報制度に関する規程」第14条で、通報者に対するいかなる不利益となる取り扱いを禁止するよう定めている。 ■審査基準 (5) について 「内部通報制度に関する規程」第14条で、通報者に対するいかなる不利益となる取り扱いを禁止するよう定めている。	【証書57】処分手続規程 【証書58】処分手続きの進め方 【証書31】内部通報制度に関する規 程
34		弁護士、公認会計士、学識経験 者等の有識者を中心に整備する こと	■審査基準(1)について 「内部通報に関する制度」第8条で、全ての通報対象事案は倫理委員会に報告され、事務局長と協議し、必要に応じて対応する運用システムにしている。 「倫理規程」第6条で、倫理員会の委員は、副会長、理事、事務局長とし、必要に応じて外部学識経験者の中から委員長が指名すると明記している。 2021年4月より外部学識経験者として顧問弁護士を倫理委員に迎え入れ、第三者の立場で評議して頂いている。 2023年の夏から高度な知見または専門性に期待して筑波技術大学の教授を1名、外部学識経験者を倫理委員として新たに配置する予定である。	【証書31】内部通報制度に関する規程 【証書16】倫理規程 【証書47】令和3年度組織図 (20211109) 【証書49】倫理委員会名簿(FY2021 ~2022)

審査項目	原則	審査項目	<u> </u>	27 \F -4 \kT
通し番号		(1) 独田州南 ニャル フ 林 川 仁	自己説明	証憑書類
	[原則10] 懲罰制			【証書16】倫理規程
			禁止行為及び処分対象者は、「倫理規程」第4、5条等及び同規程2条でそれぞれ定めている。また、 処分内容及び処分に至るまでの手続きは、「処分規程」第4条及び同規程第13条以下でそれぞれ定めて	【証書57】処分手続規程 【証書58】[図示]処分手続きの進め
			たがい音及りだりに主なよくの子配さな、「だりが怪」第4米及り向が怪第13米以下ででれてれたので いる。	方 [図水]処力子派さめ進め
				/] 【証書59】(様式 5)処分決定通知書
			 ■審査基準(2)について	
			程」を協会HP上で公開し、周知している。面にて通知している。	
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/rinrikitei.pdf	
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/syobuntetudukikitei.pdf	
			ittp://www.japandearski.jp/doc/pdi/rule/syobuntetuddkikitei.pdi	
25				
35			■審査基準(3)について 「【図二】 加八毛结キの進歩さしの中で、加八油宮に生され、加八社会老には台田の機会をとえてい	
			「【図示】処分手続きの進め方」の中で、処分決定に先立ち、処分対象者には弁明の機会を与えてい ₂	
			る。	
			■審査基準(4)について	
			■留益金半(サケについて 処分決定に際しては、「(様式 5)処分決定通知書」において、処分の内容、処分対象行為、処分の理	
			由、不服申立手続の可否、その手続の期限等を書	
	[原則10] 懲罰制			【証書16】倫理規程
		立性及び専門性を有すること	理事会諮問機関である倫理委員会において、2021年4月より外部有識者である弁護士を加えた倫理委員のは1000円は100円には100円には100円に100円に100円に100円に1	
26	ある		員で処分審査を行い、処分案については弁護士の見解を確認することとしている。	【証書49】倫理委員会名簿(FY2021
36			また、倫理委員は通報者及び被通報者と直接利害関係を有する委員を審議メンバーから除外すること	~2022)
			で中立性を保っている。	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	/永兴	省且 次口	自己説明	証憑書類
通し番号	[原則11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適	(1) NFにおける懲罰や紛争に ついて、公益財団法人日本ス ポーツ仲裁機構によるスポーツ 仲裁を利用できるよう自動応諾 条項を定めること	■審査基準(1)について 「処分手続規程」第15条、及び「代表選手(国際大会派遣選手)選考規程 」第8条で処分決定に不服 がある場合には「日本スポーツ仲裁機構 によるスポーツ仲裁を利用できる」と自動応諾条項を定めてい	【証書57】処分手続規程 【証書41】代表選手(国際大会派遣
38	[原則11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。		■審査基準(1)について 処分に不服がある場合はスポーツ仲裁の判断を仰ぐことができることがわかるような手続きの流れを 図示した「【図示】処分手続きの進め方」を整備し、当協会HP上に公開している。 http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/syobuntetudukinosusumekata.pdf	【証書58】[図示]処分手続きの進め 方 【証書59】(様式5)処分決定通知書
			また、処分者対象者に対して交付している処分決定通知書(様式 5) 7 項に「スポーツ仲裁の利用が可能である」旨の一筆を入れている。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
世し留ち	[原則12] 危機管	 (1) 有事のための危機管理体	■審査基準(1)、(2)について	【証書27】危機管理規程
		制を事前に構築し、危機管理マ		【証書57】処分手続規程
	体制を構築すべき	ニュアルを策定すること	機管理規程」を整備している。同規程第29条で「危機管理委員会」の設置を明記する等、危機管理規程	【証書64】危機管理委員会規程
	である。		の実効性を確保した危機管理体制を構築している。また、危機管理マニュアルの一つとして不祥事対応	
			を含む緊急発生時の対応の流れが一目でわかるように「危機管理規程別表」に「緊急事態発生時の通報	
			経路」をフローチャートの形にしている。	
			■審査基準(3)について	
			不祥事対応として、処分手続規程に則って倫理委員会で処分する旨の規定を「危機管理規程」第26、	
39			27条の中で明記している。	
			■審査基準(4)について	
			不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れについては、まだ整理できていないの	
			で、危機管理委員会を開催することで危機管理システムの改善を検討し、2024年10月までに整備するこ	
			とを目標にする。	
			以上の「危機管理規程 、「危機管理委員会規程 を協会HP上で公開している。 http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/kikikanrikitei.pdf	
			http://www.japandeafski.jp/doc/pdf/rule/kikikanriiinkaikitei.pdf	
	[原則12]危機管	(2) 不祥事が発生した場合	■審査基準(1)	【証書27】危機管理規程
	理及び不祥事対応	は、事実調査、原因究明、責任	当協会では、過去4年間において当協会の「処分手続規定」第3条(違反行為)の各項に該当する不	【証書57】処分手続規程
			祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	
		について検討するための調査体		
		制を速やかに構築すること	万が一、当協会の「処分手続規定」第3条(違反行為)の各項に該当する不祥事が発生した場合は、	
			対策室を設置し次の対応を取るように「危機管理規程」第19条で明記している。	
			①情報の収集・確認・分析及び評価 ②応急対応・処置の決定・指示	
		の毎旦で天肥	③原因の究明及び対策方針の決定	
40			(4)対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定	
			⑤本協会内連絡の内容、時期、方法の決定	
			⑥対策室からの指示、連絡できないときの代替措置の決定	
			⑦対策実施上の役割分担等の決定、対策実行の指示、及び実行の確認	
			⑧実施した対策の分析、評価	
			⑨ その他、必要事項の決定	

審査項目	原則	審査項目	4	
通し番号			自己説明	証憑書類
	[原則12]危機管			資料なし
		として外部調査委員会を設置する場合 当該調本系員会は 独	当協会では、過去4年間において当協会の「処分手続規定」第3条(違反行為)の各項に該当する不 祥事は発生しておらず、かつ第三者機関に調査を依頼する案件が発生していないため、この項目は該当	
	である。	立性・中立性・専門性を有する		
		外部有識者(弁護士、公認会計		
41		士、学識経験者等)を中心に構		
		成すること		
		※審査書類提出時から過去4年		
		以内に外部調査委員会を設置し		
		た場合のみ審査を実施		
	[原則13]地方組	(1) 加盟規程の整備等により	当協会は地方組織がないため、本審査項目は適用されない。	資料なし
	織等に対するガバ	地方組織等との間の権限関係を		
		明確にするとともに、地方組織		
		等の組織運営及び業務執行につ		
		いて適切な指導、助言及び支援		
42	導、助言及び支援 * たこ、*** マキ	を行っこと		
	を行うべきであ			
	3。			
	[原則13]地方組	(2) 地方組織等の運営者に対	当協会は地方組織を置かないため、本審査項目は適用されない。	資料なし
		する情報提供や研修会の実施等		貝付な し
		による支援を行うこと		
	ンプライアンスの			
	 強化等に係る指			
	導、助言及び支援			
43	を行うべきであ			
	3。			